

不燃材料を定める件〔平成12年5月30日建設省告示第1400号〕

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の規定に基づき、不燃材料を次のように定める。

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第108条の2各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第1号及び第2号）に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。

- 1 コンクリート
- 2 れんが
- 3 瓦
- 4 陶磁器質タイル
- 5 繊維強化セメント板
- 6 厚さが3ミリメートル以上のガラス繊維混入セメント板
- 7 厚さが5ミリメートル以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- 8 鉄鋼
- 9 アルミニウム
- 10 金属板
- 11 ガラス
- 12 モルタル
- 13 しっくい
- 14 石
- 15 厚さが12ミリメートル以上のせっこうボード（ボード用原紙の厚さが0.6ミリメートル以下のものに限る。）
- 16 ロックウール
- 17 グラスウール板

附則

- 1 この告示は、平成12年6月1日から施行する。
 - 2 昭和45年建設省告示第1828号は、廃止する。
- 附則（平成16年9月29日国土交通省告示第1178号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成16年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前に製造され、又は輸入された石綿スレートについては、この告示の施行後も、なお不燃材料とみなす。